

## 合併公告

左記組合は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、各組合の最終事業年度に係る貸借対照表は、甲、乙及び丙それぞれの主たる事務所に備え置いております。

令和二年七月十一日

大分県大分市大字羽屋六〇〇番地の一〇

(甲)大分県農業協同組合 代表理事理事長 平間 悟

大分県玖珠郡玖珠町大字帆足三五七番地の一

(乙)玖珠九重農業協同組合 代表理事組合長 佐藤 昌弘

大分県玖珠郡九重町大字田野一六二四番地の一

(丙)九重町飯田農業協同組合 代表理事組合長 時松 信康